

2005.6月号

NIPPON GOOD PARTS



使用済自動車の適正流通を目指して!!

NGP日本自動車リサイクル事業協同組合では、
自動車リサイクルシステムに乗った使用済自動車を適正ルートで処理しています。

自動車リサイクル法が施行となって約4ヶ月。今、使用済自動車の流通形態が変化してきています。この自動車リサイクル法では、リサイクル料金を支払い、一旦使用済自動車として引き取られた車は、自動車リサイクルシステムに乗って、引取業者、解体業者、破砕業者へと流れて適正処理される。これは自動車リサイクル法が施行となる前から出来ていた既存のルートでもあり、自動車リサイクル法でも、この既存ルートを活用して、自動車リサイクルシステムを構築、運用していくことを前提としてきました。

しかしながら、今現在、使用済自動車の流通ルートが大きく変わってきています。

それは、自動車リサイクル法の施行とオークションが関係しています。

法施行後、使用済自動車 流通の流れが変わった

NGP日本自動車リサイクル事業協同組合も加盟している日本自動車リサイクル部品販売団体協議会などの関係団体は、この程「自動車リサイクル法施行後の諸問題についての要望書」を管轄省庁である経済産業省、環境省に提出し、回答をもらいました。

その中でも一番の問題として取り上げられたのが、使用済自動車の中古車として、大量にカーオークションに流れ、解体業者に使用済自動車が入ってこないという状況が起きています。

要望書では、「使用済自動車」については、「その使用を終了したもの」との定義に基づくはずであるが、実態は「使用済自動車」は市場から姿を消し、オークション業者を介し、もっぱら「中古車」として市場に流出しつつある。

という事実を管轄省庁に要望としてあげているが、省庁側は、自動車リサイクル法に基づく「使用済自動車」として引き渡すのか否かは、当該自動車の所有者の意思に基づき決定されることが基本となります。

従って、所有者の意思により「中古車」として市場に流通させることは違法となりません。ただし、最終所有者から使用済自動車として引き取った自動車を中古車として市場に流通させることは、当然に違法です。

管轄省庁としても、引き続き、自動車リサイクル法施行後の中古車・使用済自動車の流通実態を注視していく所存です。また、ご指摘のように解体業の許可を取得せずに使用済自動車の解体を行うことは違法ですので、こうした事例がございましたら、管轄する都道府県もしくは、保健所設置市、又は両省までご連絡頂くようお願いいたします。

と回答しています。

リサイクル料金徴収し、中古車として オークションに流すのは違法行為

省庁からの回答書にある通り、実際には使用済自動車でも、エンドユーザーが

使用済自動車は
適正解体事業者に!!



引取業者に対して中古車としての引取を依頼していれば、違法行為とはなりません。しかし、リサイクル料金をエンドユーザーが支払った車をオークションに流すのは違法行為です。

また、引取業者としては、使用済自動車としての煩わしい手続きをするよりも中古車とて、オークションに流す方が楽ということもあるかもしれません。

しかしながら、今までの既存の使用済自動車の解体ルートから離れていくことは非常にアンバランスで、今後、この自動車リサイクルシステムを正常に機能させるためには大きな障害にもなりかねません。

NGPでは、当然、使用済自動車を適正ルートで処理を進めており、引取業者へのサポートや解体自動車から中古部品を生産するリユースを積極的に進めています。

これは、必ず自動車整備事業者にとっても大きなメリットとなります。ですから、使用済自動車の流通に関しては、今一度、既存の適正な解体ルートを選択されることをお勧めいたします。

NGP日本自動車リサイクル事業協同組合がプレス座談会を開催!!

NGP日本自動車リサイクル事業協同組合は、去る4月28日、東京・品川プリンスホテルにて、報道プレス座談会を開催、NGPの今後の活動についての話や自動車リサイクル法施行後の自動車解体業界の状況などについての意見交換を行った。NGPからは、青木勝幸理事長、坪千代志副理事長他が出席、報道プレスも5社7名が出席した。

懇談会の冒頭に挨拶した青木勝幸理事長は、「自動車リサイクル法の施行以後、解体自動車がオークション等に多く流れるなど、流通構造が大きく変わってきてしまった。そのため、自動車解体業界は、

厳しい状況に追い込まれてきているように感じる。本来、使用済自動車の適正処理を目的とした法律である自動車リサイクル法が少し違った方向に進んでいるような気がする。このような状況を変えていくためにも報道の方々のご意見やご協力をお願いしたい。」と挨拶した。これに対しプレス側からも使用済自動車（中古車）オークションの現状や流通形態の変化についてなど、活発な意見交換が行われた。

また、この座談会の席上で今年6月からNGPが導入する新しい自動車リサイクル部品の流通販売システムについても



座談会で挨拶する青木勝幸理事長

紹介された（新システムの内容については、今後、本紙にて詳しくご紹介します）。

自整業も自動車リサイクル法 知っ得ゼミナール

個人情報保護法とプライバシーマークの取得について

今年4月1日からスタートした個人情報保護法に関して、先月号の巻頭でも5001件以上の顧客データを有さない事業者でも法令遵守が必要であること、また整備事業者なども、プライバシーポリシーなどの作成で、お客様に対して自社の個人情報保護への管理姿勢、取扱いについてを明示することなど、企業コンプライアンスが重要であることをご紹介しました。

今月号では、個人情報保護法と合わせて、今注目されている「プライバシーマーク」についての説明と、その取得方法について紹介します。

プライバシーマーク（通称：Pマーク）とは、個人情報の取扱いが適切であることを第三者機関が認定するもので、経済産業省の外郭団体である（財）日本情報処理開発協会（JIPDEC）、及びJIPDECが指定した機関が「JISQ15001：個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」に基づいた個人情報の管理体制が構築され実施されていることを審査し、合格した企業にプライバシーマークの使用を許可する制度です。現在、このプライバシーマーク制度はJIS規格に基づくものとなっています。

プライバシーマーク取得のメリット

最大のメリットは、企業間取引にしても個人取引においても、信用が拡大することです。

個人情報保護法では、業務の委託先企

業の監督責任を負うこともあり、今後、特に、個人情報を定期的に取得、活用している事業者の受託については個人情報管理体制が厳しく問われることとなります。その時にプライバシーマークを取得している企業は、確実な評価を得ることができます。

プライバシーマークを取得するには？

まずは、コンプライアンス・プログラム（以下CP）を作成します。このCPとは、JISQ15001の定義で「事業者が自ら保有する個人情報を保護するための方針、組織、計画、実施、監査及び見直しを含むマネジメント」と書かれています。具体的には、基本規定や業務手順書、各種運用マニュアルなどを文書、実施のための組織体制などを示し、Plan（計画）、Do（実施）、Check（監査）、Action（見直し）を継続的に繰り返します。

そのために、まずはJIS規格に基づいた個人情報管理システムを構築しなければいけません。

このシステムは、JIS規格に記載された要求事項を満たすように各企業ごとに定めていく、言わば個人情報保護に関する社内憲法のようなものです。

これはISO9000やISO14001と同様、自社の個人情報の取扱いが適切かどうかを客観的に見て判断する必要があるからです。

プライバシーマークの活用

プライバシーマークは、「JISQ15001：



個人情報保護に関するCPの要求事項に基づいた個人情報の管理ができていないことを証明するもので、その認定を受けると、プライバシーマークを、名刺や封筒、宣伝広告資料、便箋、そしてホームページ上で、表示することができ、対外的にお客様の個人情報の取扱い管理がきちんとなされていることをアピールすることができます。

今後は、個人情報保護法の対象、非対象、事業者規模に関らず、個人情報の管理、運用に今まで以上に慎重にならなければいけません。

その中で、プライバシーマークの取得は、顧客の信頼を得るだけでなく、他社との差別化にも繋がります。

プライバシーマークに関する詳しい情報は（財）日本情報処理開発協会のホームページ

<http://privacymark.jp/>まで

自動車リサイクルシステムの“よくあるご質問”ページのご案内!!

(財)自動車リサイクル促進センターを中心に事業者の皆様からお問い合わせでよく受ける質問項目を、“よくあるご質問”として、自動車リサイクルシステムホームページ (<http://www.jars.gr.jp/>) に掲載しています。

このページでは、自動車リサイクル法に関係する事業者から寄せられた質問・疑問などにQ&A形式で回答(287件)を掲載しており、事業者の円滑な業務遂行に活用してもらいたいとしています。

また、掲載質問内容も随時更新しているので、定期的に関覧、確認してください。

「よくあるご質問」の閲覧方法(案)

「自動車リサイクルシステム」ホームページ(URL: <http://www.jars.gr.jp/>) にアクセスする

画面左側の「よくあるご質問」から「事業者関連」をクリックする

「よくあるご質問(事業者関連)」画面から閲覧したいカテゴリーをクリックする

確認したい質問をクリックする

選択した質問に対する回答を確認する



NGP通信欄

マルトシ青木が新工場落成式典を開催!!

NGP日本自動車リサイクル事業協同組合の理事長を務める青木勝幸社長の会社、(株)マルトシ青木はこの度、静岡県藤枝市の“フジエダテクノタウン”に新工場を建設し、去る4月11日に新工場落成式を開催した。来賓、関係者合わせて100人以上が出席した式典では、「これだけの新工場ができたのも、皆様のご助力であり、本当にお礼申し上げます。工場の方は、社員が少しでも働きやすく、また明るい工場になるようにと考えました。これからはこの新工場が業界のモデル工場になるようにスタッフ一同頑張っていきたいと思っております。」と青木社長は挨拶した。



総面積約2700坪、建物面積900坪
「フジエダテクノタウン」内に建設されたマルトシ青木の新工場

< 組合員情報変更 >

支部	コードNo.	会社名	変更内容	変更後	変更日
東北	224	(有)アイエス総合	住所	宮城県登米市迫町佐沼字散田56-1 (市町村合併により「登米郡」「登米市」)	17年4月12日
	289	(株)青南商事 弘前支店 アルトレック青森	住所	青森県青森市浪岡大字高屋敷字社元14-1 (市町村合併により「南津軽郡浪岡町」「青森市浪岡」)	17年4月1日
北関東	304	(株)共伸商会	住所	新潟県新潟市桶ノ入1389-3 (市町村合併により「豊栄市」「新潟市」)	17年4月8日
中四国	809	(有)國寅商店	住所	高知県四万十市古津賀3045番地 (市町村合併により「中村市」「四万十市」)	17年4月10日

NGPでは、高品質、高性能のリビルトパーツも各種取り揃えております。皆様どうぞご利用下さい。

NGPの高性能リビルトパーツシリーズ



オルタネーター



ACコンプレッサー



パワーステアリングポンプ



セルモーター

NGPだから
信頼の高性能

NGPだから
安心の品質保証

NGP日本自動車リサイクル事業協同組合取り扱いリビルトパーツ一覧

分野	品目
外装・機能部品	エンジン、トランスミッション(AT・MT)、トルクコンバーター、ターボチャージャー、噴射ポンプ、パワーステアリングギアボックス、ラック&ピニオン、ドライブシャフト、ACコンプレッサー、パワステポンプ、シリンダーヘッド、バンパー、ECVTミッション、ラジエター、コンデンサー、ガラス
電装系部品	スターター、オルターネーター、エンジンコンピュータ、スピードメーター、デストリビューター、スロットルチャンバー

NGP リビルトメーカー会社 協力会メンバー

(株)阿部商会	いすゞ産業(株)	イトーパーツ(株)	ウラワ産業	(株)KSS	(五十音順)
(株)コーヨー	(株)ジェイ・シー・シー	ジャトコエンジニアリング(株)	ジャパンリビルト(株)	(株)ジー・ローバル	信越電装(株)
(株)ターボテクノサービス	(株)デルオート	東邦自動車(株)	(株)トランスラインコーポレーション	日本ウエア・ハウス(株)	(株)ハンコックタイヤジャパン
(株)フジリンクージ	(株)ハイワコーポレーション	ヤマト自動車硝子(株)	(株)ユニコ	(株)リビルトショップ	(株)ワイケイ

各種リビルト商品のご注文・お問い合わせは各NGP組合加盟店にご用命ください

NGP日本自動車リサイクル事業協同組合事務局
 〒108-0074 東京都港区高輪3丁目19番26号 高輪光ビル5F
 TEL:03-5475-1208 FAX:03-5475-1209
 http://www.ngp.gr.jp

NGP
 〒108-0074 東京都港区高輪3丁目19番26号 高輪光ビル5F
 TEL:03-5475-1200 FAX:03-5475-1201

